

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大磯町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大磯町まちづくり条例の一部改正)

第2条 大磯町まちづくり条例(平成13年大磯町条例第31号)の一部を次のように改正する。

第65条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年大磯町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大磯町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 大磯町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年大磯町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め
の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に
処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じく
する有期禁錮に処せられた者とみなす。

(大磯町職員の給与に関する条例に関する経過措置)

第4条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁
錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定
による改正後の大磯町職員の給与に関する条例第16条の3第1項第1号及び第3項第
3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

令和7年2月12日提出

大磯町長 池田 東一郎